

令和6年4月1日の探偵業法一部改正により、探偵業者は公安委員会に届出たことを示す「標識」を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイト上においても掲載することが義務づけられました。

## 探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	東京都公安委員会
届出書の受理番号	第30220148号
届出書を提出した年月日	令和4年6月13日
商号、名称又は氏名	(株)トクチョー (荒川 一枝)
営業所の名称	(株)トクチョー
営業所の所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階
営業所の種別	主たる営業所
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	なし